

資 料
No5
都市整備部

平成 24 年 6 月 14 日

木造建築物の耐震化について

1 木造建築物の耐震化について

(1) 目 的

木造建築物の耐震化を一層推進し、災害時の被害軽減や防災上安全な街づくりを進める。

(2) 概 要

1) 助成制度の見直し

耐震診断助成制度、耐震改修設計助成制度及び耐震改修助成制度

2) 助成金の額

①耐震診断助成制度

補助率 $3/4$ を $10/10$ とし、葛飾区内全域無料化する。また、アからウまでの条件を廃止する。

ア 65 歳以上の方又は 65 歳以上の方と同居する世帯の方

イ 身体の障害が 1 級から 4 級の方又は身体の障害が 1 級から 4 級の方と同居する世帯の方

ウ 災害時に重大な被害が想定される地域（東京都防災都市づくり推進計画に定められた整備地域内）

②耐震改修設計助成制度

補助率 $1/2$ を $2/3$ とし、限度額 20 万円は変更なし。

③耐震改修助成制度

・耐震改修工事及び建て替え工事の補助率 $1/2$ を $2/3$ とし、限度額 80 万円又は 120 万円（上記アからウに該当する場合）を、葛飾区内全域 160 万円とする。また、アからウまでの条件を廃止する。

・建て替え工事の対象区域を葛飾区全域とする。

(3) 区民への周知

広報かつしか（8月15日号）への掲載、ホームページでのお知らせ、建築課及びチラシの全戸配布、地区センター等にて説明会を行う。